

第5回

行政訴訟で活躍する若手弁護士に聞く

新進会員活動委員会委員 村手 亜未子 (59期)

平成20年6月4日、最高裁判所は、日本人の父とフィリピン人の母との間に出生し、出生後に父から認知された子に日本国籍の取得が認められるかが争われた国籍確認訴訟において、国籍法第3条を法の下での平等に反するとの判決を言い渡した。最高裁の法令違憲判決は、戦後8件目の快挙である。この訴訟の弁護団の一人として関与され、外国人関連の行政訴訟でご活躍の濱野泰嘉会員(55期)にお話をうかがった。



濱野 泰嘉 会員 (55期)

2002年10月 弁護士登録・TOKYO 大樹法律事務所入所
2007年 早稲田大学大学院法律研究科非常勤講師

村手: これまで携わった事件をいくつかご紹介下さい。

濱野: 行政を相手にする裁判には、大きく分けて2種類、行政処分の取消しを求める取消訴訟と、損害賠償を求める国賠訴訟があります。前者ではビルマ人の難民不認定処分や、両親の国籍が違う家族(ジランちゃん家族)の退去強制令書発付処分の取消訴訟などに、後者では薬害肝炎訴訟や、ハンセン病ソロクト楽生院訴訟などにかかりました。また最近では、日本人男性とフィリピン人女性との間に生まれた子どもたちの国籍確認訴訟(最高裁平成20年6月4日判決、平成19年(行ツ)164号事件)も担当しましたね。

村手: どういったきっかけでこれらの行政事件に関与されたのでしょうか?

濱野: 司法修習生や新人弁護士のころ、こんな弁護士になりたい人という人が何人かいて、その弁護士の活動に飛び込んでいったのがきっかけですね。どの団体も新人の参加は大歓迎でしょうから、興味を持った弁護士やその活動にどんどん飛び込んでいけばいいと思います。

村手: 各分野につきそれぞれどの程度の時間を費やしているのですか?

濱野: 感覚としては、3分の1が薬害肝炎訴訟、3分の1が入管・難民などの外国人事件、残りが一般民事事件という感じですかね。

ただ、薬害肝炎も、国籍確認も一段落しましたので、い

まは一般民事が半分くらいかもしれません。とは言っても現在も肝炎患者支援のための法律制定を求める活動を全国規模で行っており、その一環として、先日一日中議員会館に詰めていました。

村手: 行政事件に相当の時間を割いておられると、収入を確保するのが難しいといった問題はないのでしょうか? 差し支えなければお聞かせ下さい。

濱野: あまり他人と比べたことはないのではありませんが、多くはないものの、少なくともないと思いますよ。

例えば、依頼者が外国人であっても、まったく収入にならないということはありません。在留資格があれば、法テラスの代理援助制度が利用できますし、在留資格がなくても、日弁連委託援助業務の制度があります。在留資格がなく財産もない外国人というのは圧倒的な社会的弱者ですよ。そのような外国人であってもきちんとリーガル・アクセスが受けられる制度は、これからも重要だと思います。

また、ジランちゃん家族の事件や国籍確認訴訟などはまるっきりボランティアでしたが、いずれも弁護士になってよかったと心から実感できた事件でした。自分の弁護士人生にとっては、金銭的な収入以上の収入があったと思っています。

村手: もともと行政事件を手がけたいと考えておられたのですか?

濱野: 学生のころ、環境問題や南北問題のNGOで活動し

ていたんですが、そこで知り合った弁護士が行政や多国籍企業と交渉したり、政策に影響を及ぼそうと活動する姿を見て、弁護士を志しました。行政事件を中心に活動しようとは思っていませんでしたが、興味はありましたね。

それで、薬害事件や難民事件に参加したんですが、やってみるとすごくやりがいがあった。依頼者の救済はもちろんのこと、裁判を通じて行政の政策に影響を及ぼし、より多くの人々を救済するという発想なんです。実際に「行政が動く」ところを目の当たりにするとやめられないですね。

村手：行政事件のこういった点を難しいと感じておられますか？



村手委員（聞き手）

濱野：行政事件の一番のハードルは「行政裁量」ですね。行政には広い裁量が認められていて、裁量を逸脱・濫用しなければ違法にならず、裁判所も行政のしたことなのだから適法だろうという価値観、先入観があると感ずることがあります。それを乗り越えていかないとはいけません。そこが難しいですね。逆にやりがいもあるところですが。

村手：そういった点をどうやって克服しておられるのですか？

濱野：行政の作為・不作為によって、依頼者がどのような被害（差別）を受けたのか、またこれから受けるのかを、裁判官にわかりやすく伝えようと心がけています。

裁判官だけでなく、私たちの常識では、依頼者の被害（差別）の重さを推し量れない場合もありますよね。国や文化や世代が違えばなおさらです。それをいかに感じとって裁判官に伝えられるかだと思っています。

例えば、国籍確認訴訟の最高裁大法廷では、子ども本人の意見陳述を求めたのですが認められなかったため、日本

国籍が認められないことでどのような差別を受けているのかを、私の意見陳述に盛り込みました。15人の裁判官の多くは、視線を切らさず、真剣な表情で意見陳述を聞いていましたし、中には小さくうなずいている裁判官もいました。陳述を終えて、本人が涙を流しているのを見たとき、その気持ちを代弁できたとホッとしましたね。

村手：行政事件における経験は、民事事件などの事件にどのように役立っていますか？

濱野：先ほども触れましたが、行政事件では行政裁量のハードルを越えなければなりません。そのため、行政事件では裁判官を説得するために、一般民事事件に比べて数倍の労力がいると思います。この経験が民事事件にも活かしていると思います。

村手：行政事件未経験者が行政事件を処理するにあたって、何かアドバイスはありますか？

濱野：行政事件に限ったことではありませんが、とにかく「あきらめないこと」だと思います。早めに見切りをつけてしまわずに、どうにかならんじゃないかと思ってあきらめないでやる、そうすると自然とどうにかなっちゃう（笑）。それがこれまでの実感ですね。

まあ、依頼者の思いを背負ってしまうと、途中であきらめられませんよ。依頼者は迫害から逃れたい、家族がバラバラになりたくないなど、とてつもなく大きな思いを抱えていますからね。

村手：今後の抱負をお聞かせ下さい。

濱野：弁護士になりたてのころは、行政の政策に影響を及ぼすって途方もないことだと思っていたんですが、実際にいくつかの事件で「行政が動く」という経験をすることができました。今後も、依頼者の「生の声」をしっかりと代弁し、行政を動かしていきたいですね。

また、これからはロースクールで行政法を勉強した人がどんどん弁護士になってくるので、行政事件に携わる人が増えていてもらいたいですね。